

公益社団法人 ふくおか園芸農業振興協会の  
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る業務方法書

**第1章 総 則**

**(目 的)**

第1条 この業務方法書は、公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会定款の規定に基づき、公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会（以下「本会」という。）が行う特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

**(業務運営の方針)**

第2条 本会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁その他関係機関との緊密な連絡のもとに、その業務を公正かつ能率的に運営するものとする。

**(業 務)**

第3条 本会は、別表1及び別表2の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象特定野菜等（特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領の定めるところにより福岡県知事（以下「県知事」という。）の選定した対象産地の区域内で生産されたものに限る）の出荷に関し特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領の第3の3の（3）に規定する共同出荷組織（以下「共同出荷組織」という。）との間に委託関係のある生産者又は実施要領3の3の（4）に規定する相当規模生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための補給金をその生産者に交付するため、当該共同出荷組織に対して価格差補給交付金を、相当規模生産者に価格差補給金（以下「価格差補給交付金等」という。）を交付する事業を行う。

**(対象市場群)**

第4条 対象市場群は、農林水産省生産局長の承認を受けて、独立行政法人農畜産業振興機構が定めたものに準ずるものとする。

**(対象出荷期間)**

第5条 対象出荷期間は、別表1及び別表2の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等ごとに、これらの表の対象出荷期間の欄に掲げるとおりとする。

**(業務対象年間)**

第6条 本会は、別表1及び別表2に掲げる対象特定野菜等、対象市場群及び対象出荷期間により定まるこれらの表に掲げる業務対象年間について業務を行うものとする。

2 本会は、価格差補給交付金等の交付に充てるための準備金（以下「交付準備金」という。）

が著しく減少したことにより業務を行うことが困難と認められる場合は、その他やむを得ないと認められる場合は、県知事の承認を得て、これを短縮することができるものとする。

## 第2章 価格差補給交付金等及び補給金の交付

### (価格差補給交付金等の交付に関する申込み)

第7条 共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）は、別表1及び別表2に掲げる業務区分（以下「業務区分」という。）ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨を本会が別に通知する日までに別記様式第1号の申込書に別記様式第2号の市町村長の同意書の写しを添付のうえ、申込むものとする。

この場合において、共同出荷組織等は別表1に掲げる最低基準額の11分の10に相当する額又は11分の9に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受ける旨（以下それぞれ「特例50」「特例45」という。）の締結を申込むことができるものとする。

また、別表2に掲げる最低基準額の12分の11に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例55」という。）の締結を申込むことができるものとする。

2 本会は、前項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を当該共同出荷組織等に通知するものとする。

### (負担金)

第8条 本会は、前条第2項の規定により共同出荷組織等に通知したときは、当該共同出荷組織等及び市町村に負担金を負担させるものとする。

2 前項の負担金の額は、業務区分ごとに別表1及び別表2の資金造成単価の額に前条第1項の申込書に記載した交付予約数量を乗じて得た額に、別表1及び別表2に掲げる対象特定野菜等の負担割合を乗じて得た額とする。

ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において交付準備金に残額があった業務区分について負担金を納入した共同出荷組織等及び市町村に係る負担金の額は、この額から協会理事長が県知事の承認を受けて定める額を控除した額とする。

3 共同出荷組織等及び市町村は、前項後段に規定する額が確定した後、負担金の金額を本会からの請求に基づき納入期限までに納入するものとする。

4 本会は、第1項の規定により共同出荷組織等及び市町村に負担金を負担させるときは、当該共同出荷組織等及び市町村に負担金の額、納入期限及び納入方法を記載した納入通知書を送付するものとする。

### **(交付予約数量の増加)**

第9条 第7条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、別記様式第3号の申込書を提出して、その通知に係る同条第1項の申込書に記載した交付予約数量の増加を申し込むことができるものとする。

2 前2条の規定は前項の申込について準用する。この場合において、第7条第1項中「価格差補給交付金等を受けるべき旨をその価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年」とあるのは、「第9条第1項の規定により増加」の申込みをした交付予約数量の増加の分について「価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年」と前条第2項中「前条第1項の申込書に記載した交付予約数量」とあるのは「第9条第2項において準用する前条第1項の申込書に記載した交付予約数量の追加分」と読み替えるものとする。

### **(交付予約数量の減少又は解約)**

第10条 第7条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険関係成立に係る、交付予約数量の減少又は解約を申し込むことができる。

2 前項の申込期限は、業務区分ごとに、交付予約数量の減少又は解約をしようとする年の11月30日までに申し込むものとする。第7条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、別記様式第1号の申込書を提出して、その通知に係る同条第1項の申込書に記載した交付予約数量の減少又は解約を申し込むことができる。

### **(延滞金)**

第11条 本会は、共同出荷組織等が負担金をその納入期限までに支払わない場合には、当該納入期限の翌日からその納入を終了する日の前日までの日数により年利8.25パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

### **(負担金の相殺の禁止)**

第12条 共同出荷組織等は、本会に納入すべき負担金について相殺をもって協会に対抗することができない。

### **(価格差補給交付金等を交付する場合)**

第13条 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、第7条第1項の規定による申込みをした共同出荷組織等がその生産者の委託を受けて、又は直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等（本会が県知事の承認を受けて定める規格に適合するものに限る。以下同じ。）の旬別の加重平均販売価額に相当する額（以下「旬別平均販売価額」という。）が、別表1又は別表2に掲げる保証基準額（以下「保証基準額」という。）を下回

った場合に共同出荷組織等に対し行うものとする。

2 旬別平均販売価額の算定に当たっては、毎月 1 日から 10 日まで、11 日から 20 日まで及び 21 日から 31 日（その月の末日が 28 日である月については 28 日、その月の末日が 29 日である月については 29 日、その月の末日が 30 日である月については 30 日）までをそれぞれ 1 旬として計算するものとする。

ただし、対象出荷期間に属する日の数が 7 日未満である旬の当該対象出荷期間に属する日は、当該対象出荷期間内のその旬と接続している旬に含めるものとする。

### **（価格差補給交付金等の金額）**

第 14 条 対象特定野菜等についての価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに旬別の価格差補給交付金単価に、当該共同出荷組織等がその生産者の委託を受けて、又は直接に当該旬別の価格差補給交付金単価に対応する期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量から、第 3 項に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除いた数量（その数量がその数量を当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量で除して得た数値に当該共同出荷組織等に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には当該乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の旬別の価格差補給単価は、業務区分ごとに保証基準額から旬別平均販売価額（旬別平均販売価額が別表 1 及び別表 2 に掲げる最低基準額を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に 10 分の 8 を乗じて得た額とする。

3 第 1 項に規定する価格差補給交付金等の交付の対象としない数量とは、次のア及びイのとおりとする。

ア共同出荷組織にあつては、委託生産者が共同出荷組織に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した価格差補給金を交付する事業（以下この条において「事業」という。）を利用しない期間における出荷を委託した数量。

イ相当規模生産者にあつては、当該相当規模生産者が協会に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した事業を利用しない期間における出荷数量（相当規模生産者が、特定相当規模生産者であつて、その一部の構成員が事業を利用しない場合は、当該一部の構成員が事業を利用しない期間における出荷数量に限る。）。

### **（出荷数量及び販売価額の確認）**

第 15 条 共同出荷組織は、本会が送付する「販売実績集計表」により出荷数量及び販売価額の確認を行い、別記様式第 6 号又は別記様式第 7 号及び別記様式第 8 号（補給交付金等の交付の対象としない数量（本事業を利用しない期間における出荷を委託した数量）を報告する。）

により、本会に確認の回答を行うものとする。

2 相当規模生産者は、本会が対象野菜の出荷数量及び販売価額を直接確認するため、卸売会社の発行する仕切書の写しを添付し、本会に出荷実績の報告を行うものとする。

#### (旬別平均販売価額の通知)

第16条 本会は、業務区分ごとに、当該対象出荷期間の終了後遅滞なく対象特定野菜等の出荷数量、旬別平均販売価額及び価格差補給金等を算定し、その結果を関係共同出荷組織等及び県知事に通知しなければならない。

#### (価格差補給交付金等の交付申請)

第17条 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から10日以内に、別記様式第4号の交付申請書により申請するものとする。

#### (価格差補給交付金等の一部交付等)

第18条 本会は、共同出荷組織等が次の各号の一に該当する場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 故意又は過失により第7条第1項の申込書に不実の記載をしたとき。

(2) 正当な理由なくして負担金の納入を怠ったとき。

(3) 仕切書の改ざんを行い又は行わせたとき。

(4) 交付を受けた価格差補給交付金等について補給金の交付を怠ったとき。

(5) 共同出荷組織等と特例45、特例50又は特例55の契約を行っている場合であって、当該対象出荷期間中において、当該共同出荷組織が生産者の委託をうけて、又は当該相当規模生産者が直接に、対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量が、業務区分ごとに、知事の承認を受けた供給計画の出荷数量との差の数量の当該供給計画に対する割合が5分の1以上である場合の価格差補給交付金等の単価については、次のア又はイの額を上回ることはできない。

但し、重要野菜についてはこの限りではない。

ア 別表1(特定野菜)の業務区分において、特例45又は特例50の締結を行っている場合にあつてはそれぞれ資金造成単価の7分の5、6分の5。

イ 別表2(指定野菜)の業務区分において、特例55の締結を行っている場合にあつては資金造成単価の7分の6。

#### (補給金の交付)

第19条 共同出荷組織は、価格差補給交付金の交付を受けたときは、速やかにその交付を受けた価格差補給交付金の金額に相当する金額を第14条第1項の委託に係る生産者に対して、その委託に係る対象特定野菜等の数量を基礎として、補給金を交付しなければならない。

2 共同出荷組織は、補給金の交付を終了したときは、遅滞なく、別記様式第5号の報告書により、その交付の結果を本会に報告しなければならない。

#### **(価格差補給交付金等の削減)**

第20条 本会は、業務区分ごとに、価格差補給交付金等の額が別表1及び別表2の資金造成単価の欄に掲げる額に当該交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等のうち交付準備金を財源として交付した額に相当する額の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、価格差補給交付金等の金額から当該超える額を削減するものとする。

#### **(交付準備金)**

第21条 本会は、業務区分ごとに、第8条第1項の規定により共同出荷組織等から徴する負担金及び県その他の共同出荷組織等以外の者から価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭を交付準備金として積み立てるものとする。

#### **(負担金の返戻)**

第22条 協会は、業務対象年間の期間内においては、当該業務区分に係る負担金を共同出荷組織等に対し返戻しないものとする。

2 業務対象年間の終了又は短縮に伴い、新たに開始する業務対象年間に係る交付予約数量若しくは資金造成単価が、その直前の業務対象年間に係る交付予約数量若しくは資金造成単価等を下回り資金造成額が減じる場合又は第10条第2項の交付予約数量の減少若しくは解約が成立した場合は、共同出荷組織等から負担金として納入された金銭を返戻することができるものとする。

### **第3章 雑 則**

#### **(報告の徴収)**

第23条 本会は、必要があると認めるときは、共同出荷組織等から対象特定野菜等の生産出荷状況その他必要な事項について報告を徴することができる。

#### **附 則**

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表 1 (特定野菜供給産地育成価格差補給事業関係)

(単位:円/kg)

業務区分			業務対象年間	特例	補給金				
対象特定 野菜等	対象 市群	対象出荷 期間			保証 基準額	最低 基準額	特例最低 基準額	資金造 成単価	特例資金 造成単価
アスパラガス	関東	7月1日～ 9月30日	30年7月1日～ 32年9月30日	標準	749.00	515.12	—	187.10	—
〃	近畿	〃	〃	〃	767.00	527.38	—	191.70	—
〃	九州	〃	〃	〃	705.50	484.94	—	176.45	—
いちご	関東	4月1日～ 5月31日	30年4月1日～ 32年5月31日	標準	590.00	405.59	—	147.53	—
〃	近畿	〃	〃	〃	615.00	422.93	—	153.66	—
〃	中国	〃	〃	〃	568.00	390.38	—	142.10	—
〃	九州	〃	〃	〃	500.50	344.14	—	125.09	—
〃	関東	3月1日～ 3月31日	31年3月1日～ 33年3月31日	標準	798.50	548.87	—	199.70	—
〃	近畿	〃	〃	〃	799.00	549.38	—	199.70	—
〃	中国	〃	〃	〃	739.00	508.09	—	184.73	—
〃	九州	〃	〃	〃	719.50	494.79	—	179.77	—
しゅんぎく	近畿	4月1日～ 6月30日	30年4月1日～ 32年6月30日	50	302.50	208.02	189.11	75.58	90.70
〃	九州	〃	〃	〃	271.00	186.24	169.31	67.81	81.37
〃	近畿	10月1日～ 12月31日	30年10月1日～ 32年12月31日	50	372.50	256.27	232.97	92.98	111.58
〃	中国	〃	〃	〃	467.00	321.24	292.04	116.61	139.93
〃	九州	〃	〃	〃	400.50	275.43	250.39	100.06	120.07
〃	近畿	1月1日～ 3月31日	31年1月1日～ 33年3月31日	50	337.00	231.68	210.62	84.26	101.11
〃	中国	〃	〃	〃	421.50	289.66	263.33	105.47	126.56
〃	九州	〃	〃	〃	343.50	236.04	214.58	85.97	103.16

別表 1 (特定野菜供給産地育成価格差補給事業関係)

(単位:円/k g)

業務区分			業務対象年間	特例	補給金				
対象特定野菜等	産地	対象出荷期間			保証基準額	最低基準額	特例最低基準額	資金造成単価	特例資金造成単価
すいか	九州	7月1日～8月31日	30年7月1日～32年8月31日	50	97.00	66.55	60.50	24.36	29.23
にら	中国	5月1日～6月30日	30年5月1日～32年6月30日	50	251.50	172.79	157.08	62.97	75.56
〃	九州	〃	〃	〃	192.00	131.88	119.89	48.10	57.72
〃	中国	7月1日～10月31日	30年7月1日～32年10月31日	50	448.00	308.14	280.13	111.89	134.27
〃	九州	〃	〃	〃	345.50	237.48	215.89	86.42	103.70
〃	中国	11月1日～12月31日	30年11月1日～32年12月31日	50	585.50	402.49	365.90	146.41	175.69
〃	九州	〃	〃	〃	451.50	310.31	282.10	112.95	135.54
〃	中国	1月1日～2月末日	31年1月1日～33年2月末日	50	662.50	455.61	414.19	165.51	198.61
〃	九州	〃	〃	〃	535.50	368.11	334.65	133.91	160.69
〃	中国	3月1日～4月30日	31年3月1日～33年4月30日	50	343.00	235.87	214.43	85.70	102.84
〃	九州	〃	〃	〃	263.50	181.27	164.79	65.78	78.94
ブロッコリー	関東	4月1日～6月30日	30年4月1日～32年6月30日	50	268.50	184.51	167.74	67.19	80.63
〃	中国	〃	〃	標準	257.50	177.20	—	64.24	—
〃	九州	〃	〃	50	224.00	154.14	140.13	55.89	67.07
〃	関東	10月1日～12月31日	30年10月1日～32年12月31日	50	229.00	157.60	143.27	57.12	68.54
〃	中国	〃	〃	〃	266.50	183.21	166.55	66.63	79.96
〃	九州	〃	〃	〃	232.50	159.76	145.24	58.19	69.83
〃	関東	1月1日～3月31日	31年1月1日～33年3月31日	50	240.50	165.48	150.44	60.02	72.02
〃	中国	〃	〃	〃	251.00	172.74	157.04	62.61	75.13
〃	九州	〃	〃	〃	208.50	143.40	130.36	52.08	62.50



別表 1 (特定野菜供給産地育成価格差補給事業関係)

(単位:円/kg)

業務区分			業務対象年間	特例	補給金				
対象特定野菜等	産地	対象出荷期間			保証基準額	最低基準額	特例最低基準額	資金造成単価	特例資金造成単価
みずな	近畿	4月1日～6月30日	30年4月1日～32年6月30日	50	243.50	167.43	152.21	60.86	73.03
〃	九州	〃	〃	〃	206.50	141.92	129.02	51.66	61.99
〃	近畿	7月1日～9月30日	30年7月1日～32年9月30日	50	374.50	257.50	234.09	93.60	112.32
〃	九州	〃	〃	〃	355.00	244.19	221.99	88.65	106.38
〃	近畿	10月1日～12月31日	30年10月1日～32年12月31日	50	278.00	191.01	173.65	69.59	83.51
〃	九州	〃	〃	〃	303.00	208.42	189.47	75.66	90.79
〃	近畿	1月1日～3月31日	31年1月1日～33年3月31日	50	242.00	166.47	151.34	60.42	72.50
〃	九州	〃	〃	〃	250.00	171.99	156.35	62.41	74.89
青みつば	中国	4月1日～6月30日	30年4月1日～32年6月30日	50	319.00	219.46	199.51	79.63	95.56
〃	九州	〃	〃	〃	265.50	182.51	165.92	66.39	79.67
〃	中国	7月1日～8月31日	30年7月1日～32年8月31日	50	538.00	369.79	336.17	134.57	161.48
〃	九州	〃	〃	〃	526.50	361.85	328.95	131.72	158.06
〃	中国	9月1日～12月31日	30年9月1日～32年12月31日	50	688.00	473.00	430.00	172.00	206.40
〃	九州	〃	〃	〃	574.00	394.49	358.63	143.61	172.33
〃	中国	1月1日～3月31日	31年1月1日～33年3月31日	50	540.50	371.68	337.89	135.06	162.07
〃	九州	〃	〃	〃	451.00	310.05	281.86	112.76	135.31

\* 造成割合

国	1 / 3	但し、アスパラガス・ブロッコリーは
県	1 / 3	
市町村	1 / 15	
対象者	4 / 15	
国	500 / 1,000	
県	250 / 1,000	
市町村	50 / 1,000	
対象者	200 / 1,000	

別表 2 (指定野菜供給産地育成価格差補給事業関係)

(単位：円/kg)

業務区分			業務対象年間	特例	補給金				
対象特定野菜等	産地 市群	対象出荷期間			保証 基準額	最低 基準額	特例最低 基準額	資金造成 単価	特例資金 造成単価
秋冬だいこん	九州	10月1日～ 12月31日	30年10月1日～ 32年12月31日	55	56.00	37.30	34.19	14.96	17.45
〃	中国	1月1日～ 3月31日	31年1月1日～ 33年3月31日	55	61.50	41.08	37.66	16.34	19.06
〃	九州	〃	〃	〃	49.00	32.68	29.96	13.06	15.24
夏秋トマト	近畿	10月1日～ 11月30日	30年10月1日～ 32年11月30日	標準	334.50	223.00	—	89.20	—
〃	九州	〃	〃	〃	324.00	216.10	—	86.32	—
冬春トマト	近畿	5月1日～ 6月30日	30年5月1日～ 32年6月30日	標準	216.00	143.98	—	57.62	—
〃	九州	〃	〃	〃	184.50	123.11	—	49.11	—
〃	近畿	11月21日～ 12月31日	30年11月21日～ 32年12月31日	標準	321.50	214.39	—	85.69	—
〃	九州	〃	〃	〃	298.00	198.55	—	79.56	—
〃	近畿	1月1日～ 2月末日	31年1月1日～ 33年2月末日	〃	314.00	209.39	—	83.69	—
〃	九州	〃	〃	〃	280.50	186.91	—	74.87	—
〃	近畿	3月1日～ 4月30日	31年3月1日～ 33年4月30日	標準	304.00	202.72	—	81.02	—
〃	九州	〃	〃	〃	270.50	180.25	—	72.20	—

\* 造成割合 国 500/1000  
 県 250/1000  
 市町村 50/1000  
 対象者 200/1000

## 備考

- 平成30年度の資金造成に係る造成割合の適用は次のとおりとする。
  - 平成30年度に交付予約数量を増加する対象特定野菜等の資金造成は、その増加分に係る資金造成について変更後の造成割合とする。
  - 平成29年度に交付金の交付を受け、平成30年度に交付準備金の補充のため行う資金造成は、その補充額について変更後の造成割合とする。
- 特例申込の基準額等は特定野菜においては特例45又は特例50、指定野菜においては特例55の基準価格等とする。

3 対象出荷期間の開始の日が平成30年10月1日以降の業務区分より適用する。

対象特定野菜等規格等

対象特定野菜等	対象出荷期間	規格品	品位基準
アスパラガス	7月1日～9月30日	秀、優の3L、2L、L、M、S、優の大、小	品種固有の形状・色沢を有し、病虫害の被害・損傷のないもの
いちご	4月1日～5月31日 3月1日～3月31日	秀、優、の5L、4L、3L、2L、L、M、S、(階級のみ) EX, DX, G	
しゅんぎく	4月1日～6月30日 10月1日～12月31日 1月1日～3月31日	秀、優、良の2L、L、M (等級のみ) D	
すいか	7月1日～8月31日	秀、優、良の5L、4L、3L、2L、L、M、S、2S、3S	
にら	5月1日～6月30日 7月1日～10月31日 11月1日～12月31日 1月1日～2月末日 3月1日～4月30日	秀、優のM、S	
ブロッコリー	4月1日～6月30日 10月1日～12月31日 1月1日～3月31日	秀、優の3L、2L、L、M、S、2S	
みずな	4月1日～6月30日 7月1日～8月31日 9月1日～12月31日 1月1日～3月31日	秀、優のL、M	
青みつば	4月1日～6月30日 7月1日～8月31日 9月1日～12月31日 1月1日～3月31日	秀、優の2L、L、M	
秋冬だいこん	10月1日～12月31日 1月1日～3月31日	秀、優の4L、3L、2L、L、M、S 良のL、M、S	
夏秋トマト	10月1日～11月30日	秀、優、良の4L、3L、2L、L、M、S、2S スタンド袋(階級のみ)D	
冬春トマト	5月1日～6月30日 11月21日～12月31日 1月1日～2月末日 3月1日～4月30日	秀、優、良の4L、3L、2L、L、M、S、パックの秀、優、良の2S	

\*秀・優・良はA・B・Cに読みかえる。